

## 名古屋市地域防災計画の修正案について

## ——— 主な事項 ———

**1 章立ての変更**

風水害等災害対策編及び地震災害対策編それぞれにおいて、記載内容が同一である部分が多くあることから、章立てを別紙「地域防災計画の章立ての変更について」のとおり改める。

**2 名古屋市業務継続計画（震災編）の反映**

防災拠点施設について非常用電源設備の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、早期に外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入など多様な通信手段を保持するよう努めることとしたため、規定箇所を改める。

資料 1 - 2 共通 P 1 3、P 1 8

**3 避難所運営マニュアルの反映**

避難生活における不安・動揺を鎮めることなどを目的として昨年度策定した避難所運営マニュアルの内容を反映し、市立の小・中学校におけるペットとの同行避難について取り決めるとともに、災害時要援護者や男女等のニーズの違いに配慮することとしたため、規定箇所を改める。

資料 1 - 2 共通 P 1 8、P 2 6、P 2 7

資料 1 - 3 風水 P 2 4

資料 1 - 4 地震 P 3 0

**4 災害時医療救護連携体制の充実**

地震発生時に、行政機関・医療機関・関係団体が連携し情報収集、医療の調整を行うため、地域災害医療対策会議を設置し、地震災害発生時に迅速な対応を行える体制を構築できるよう平時から開催することとしたことから、規定箇所を追加する。

資料 1 - 2 共通 P 2 6

資料 1 - 4 地震 P 2 8

**5 津波警報の発表名変更等**

津波警報（津波）から津波警報へ、津波警報（大津波）から大津波警報への発表名変更、及び発表基準の変更が行われるとともに、定性的表現での発表が加えられたため、規定箇所を改める。

資料 1 - 3 風水 P 3、4

資料 1 - 4 地震 P 1 1

## 6 帰宅困難者対策の修正

むやみに移動を開始しないという基本原則や安否確認手段について平常時から広報することや、企業等に対して従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すことにより帰宅困難者対策に努める必要があることから、規定箇所を改める。

資料 1 - 3 風水 P 1 7

資料 1 - 4 地震 P 4、P 2 2

地域防災計画の章立ての変更について

